

IASBがリース再公開草案を提案

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRS センター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focusは、2013年5月に公表された公開草案ED/2013/6「リース」に含まれている提案（以下、「2013年ED」又は「本提案」という）の概要を説明したものであり、既存のIFRSからの重要な変更の一部を要約している。

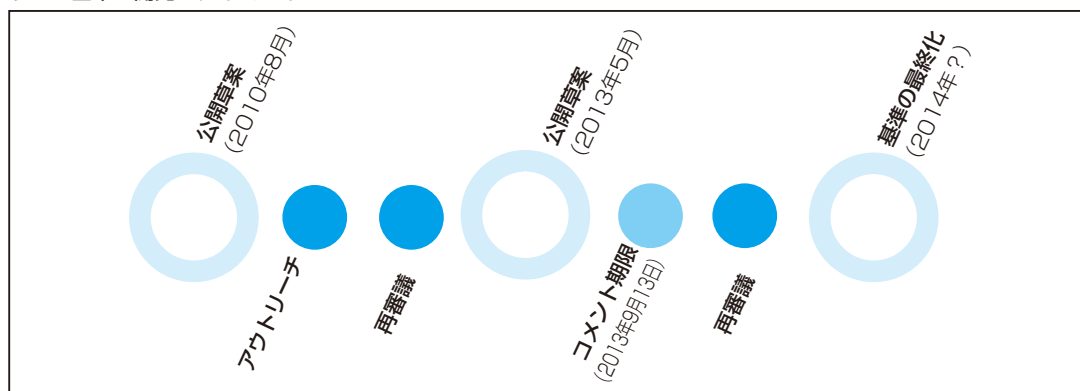
要点

- 本提案は、リース契約の会計に関して借手及び貸手の双方に重要な影響を及ぼす。再公開草案に従ってリースの認識、測定及び表示を変更することにより、財務諸表の測定値に重要な影響を及ぼす可能性がある。
- 借手について
 - ✓ 短期リースを除くすべてのリースについて、オペレーティング・リース/オフ・バランス・シートの取扱いが廃止された。
 - ✓ 各期間に認識されるリース費用は、「不動産 (property)」と「不動産以外」というリースされている原資産の性質によって重要な影響を受けることがある。
 - ✓ 分類と測定の双方のために、リース料に関する詳細な分析が求められる。
- 貸手について
 - ✓ リースしている原資産の性質によって、資産の認識を中止するかどうかの決定、及び収益認識のパターンの決定を行う。従前は「オペレーティング・リース」として処理していた一部のリースについては、原資産の認識を中止して、リース債権と残存資産に置き換えることを求められる場合がある。
- 本提案は、リースの識別、リース期間の決定、リース資産及びリース債務の測定を含む領域について、経営者が重要な判断を行うことを求めている。

本再公開草案は、基準設定プロセスのどの段階に位置づけられるのか？

2013年EDは、IFRS及び米国会計基準でのリースに関する財務報告を改善するための長期プロジェクトの最終段階として位置づけられる。本プロジェクトの目的は、既存の会計モデルが財務諸表の利用者のニーズに合っていないという批判に対処することである。

リース基準の開発のタイムライン



本提案は企業にどのような影響を及ぼすのか？

2013年EDの提案は、借手及び貸手の経営及び財務業績に重要な影響を及ぼす可能性がある。その影響の一部は、以下のとおりである。

経営者の判断と 見積りの増加	借手による使用権資産とリース債務の認識、及び貸手による債権・残存資産アプローチの適用時に求められる判断と見積りの結果として、堅牢な会計方針と内部統制の開発が必要となる。
財務諸表に係る比率と 測定基準への影響	借手による使用権資産とリース債務の認識、及び貸手による債権・残存資産アプローチの適用は、ギアリング・レシオ、財務制限条項（debt covenants）及びその他の主要な経営比率に影響を及ぼす可能性がある。また、収益と費用の認識時点の変更により、EBITDAなどのその他の財務上指標及び（株式に基づく報酬契約などの）報酬契約に影響を与える可能性がある。
業務の複雑性とデータ収集	リースを記録し、本提案で求められている定期的な見直しを実施し、リース改訂の影響を評価するために、リースに関する詳細なレベルのデータが必要となる。既存の財務報告システムでは、この情報を入手できない可能性がある。
法人所得税の検討	遡及適用が提案されているため、適用開始時の繰延税金に重要な影響を及ぼす可能性がある。

リースの定義

2013年EDは、リースを「対価と交換に、一定の期間にわたり、資産（原資産）を使用する権利を移転する契約」と定義している。契約の履行が「識別された資産」の使用に依存しており、契約が対価と交換に一定の期間にわたり「識別された資産」の使用を「支配」する権利を移転する場合、その契約はリースを含んでいる。「識別された資産」とは、（特定のシリアル・ナンバーなどによって）明示的に、又は（そのリース契約を充足できる唯一の資産であるなど）黙示的に識別が可能である資産をいう。また、「識別された資産」を使用する権利が移転するのは、顧客がその資産の使用を指示し（direct）、かつ、その資産の使用により便益を受け取る能力を有する場合のみである。

更新オプションを含めた、最大限起こり得るリース期間が12か月以内であるリースは、短期リースとして定義され、現行のオペレーティング・リースの会計処理に適合する。この救済措置を適用する選択は、リースごとではなく資産の種類ごとの会計方針の選択である。通知期間を含めた当初の解約不能期間が12か月以下の場合、解約可能なリースは短期リースであると考えられる。

本提案の範囲から明確に除外されるリースは以下のとおりである。

- (1) 鉱物、石油、天然ガス及び類似する非再生資源の探査又は使用のためのリース
- (2) 生物資産のリース

(3) 無形資産のリース（IASBの提案では、借手が無形資産のリースに本提案を適用することは任意である）

(4) IFRIC第12号「サービス委譲契約」の範囲であるサービス委譲契約のリース

リース以外の要素を含む契約について、企業は、「リースの要素」と「リース以外の要素」に区別し、「リース以外の要素」については他の基準書に従って会計処理をする必要がある。借手は、要素ごとの観察可能な単独の価格の比をもとに、支払額を「リースの要素」と「リース以外の要素」とに配分する。いずれの要素についても観察可能な単独の価格がない場合、借手はすべての要素を合わせて、1つの要素として会計処理する。観察可能な単独の価格が1つ以上の要素についてはあるが、その契約のすべての要素についてはない場合には、要素ごとの単独の価格と残りの対価に基づいて配分を行う。複数の要素がリースである場合は、すべての要素を合わせて単一のリース要素として、リースの会計処理をする。貸手については、要素ごとの相対的な単独の販売価格に基づいて、支払額を「リースの要素」と「リース以外の要素」とに配分する。

見解

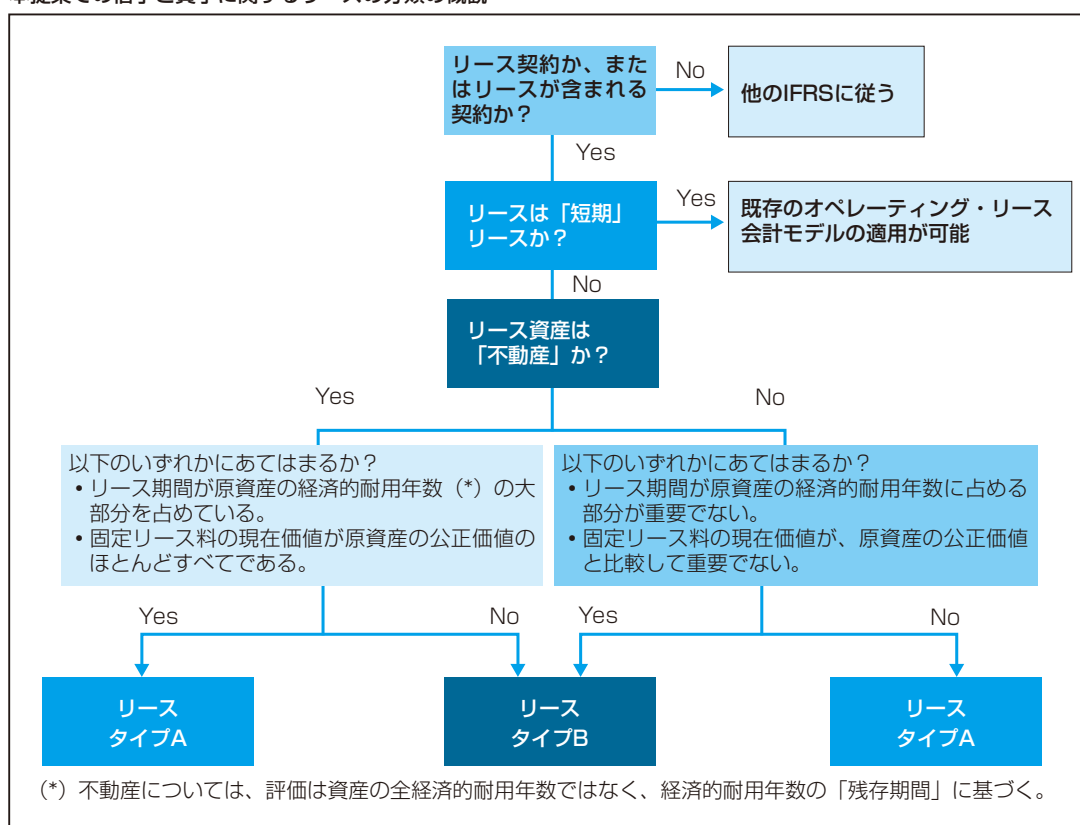
本ガイダンス案の範囲に含まれる契約に対する潜在的な財務諸表上の影響を前提とすると、リースの定義は、重要性が増している分野であ

る。借手は、通常、リースである契約又はリースが含まれる契約を、財政状態計算書上で認識することが要求される。「使用权」とは、「識別された資産」に対するものであり、サービス提供に関する契約とは区別される。契約にリースが含まれるか否かの決定に関するガイダンスは、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」に類似するガイダンスに基づくが、一部、有益な追加ガイダンスが含まれている。例えば、「識別された資産」の使用ではなく「容量」に関する契約の場合は、リースとはみなされない。リースを含まないと決定されたサービス契約は、リース基準の範囲外となり、本ガイダンス案では、財政状態計算書には認識されない。同様に、貸手においては、契約にリースが含まれるか否かの評価結果によって、「リース・モデル」と「収益認識モデル」のいずれかによって、契約上の収益を認識するかどうか決定されることになる。

リースを分類する際の規準は何か？

本提案によると、リースは、原資産の性質に応じて「タイプA」と「タイプB」のいずれかに分類される。「リース期間が原資産の経済的耐用年数の残存期間の大部分 (major part) を占めている」と「固定リース料の現在価値が、原資産の公正価値のほとんどすべて (substantially all) を占める」のいずれかの条件にあてはまらない限り、土地、建物又は建物の一部を含む不動産のリースは、「タイプB」のリースに分類される。不動産以外のリースは、「リース期間が原資産の経済的耐用年数全体に占める部分が重要ではない (insignificant)」と「固定リース料の現在価値が、原資産の公正価値と比較して重要ではない (insignificant)」のいずれかの条件にあてはまらない限り、「タイプA」に分類される。本提案でのリースの分類フレームワークの概観は下図のとおりである。

本提案での借手と貸手に関するリースの分類の概観



借手に関する提案はどのようなものか？

2013年EDは、短期リース以外のすべてのリースについて「使用権」モデルの適用を提案している。本モデルでは、借手は、各リースに関する使用権資産及びリース債務を財政状態計算書上で認識する。使用権資産及びリース債務は、リース料の現在価値で当初測定される。リースに関する交渉及び合意の結果生じた当初直接コストは、使用権資産として資産化される。また、借手におけるリースの分類は、使用権資産の事後測定方法、つまり、費用認識パターンを決定する。

「タイプA」のリースの場合、借手は、規則的な方法（systematic method）を使用して使用権資産を償却し、実効金利法を使用してリース債務の利息費用を認識する。この方法では、利息費用は、通常、時間とともに減少する一方、使用権資産の償却は（定額法では）定額のまま（定率法では）時間とともに減少するのいずれかの可能性が高い。そのため、リース契約から生じる費用総額は、前倒しで認識される。この費用認識パターンは、現行のリース会計におけるファイナンス・リースの取扱いと整合的である。

「タイプB」のリースの場合、借手は、定額法を使用して単一のリース費用を認識する。

見解

本プロジェクトの当初の目的の1つは、現行のオペレーティング・リースとファイナンス・リースの間の「明確な境界線（bright-line）」を廃止することにあつたことを考慮すると、本提案におけるリース・モデルの新しい境界線は、重大な議論を招く可能性がある。2010年8月に公表された両審議会のリースの最初の公開草案（以下、「2010年ED」という）は、この提案の範囲に含まれるすべてのリースについて、借手は単一のモデル「使用権モデル」を適用することを提案した。この提案によって、すべてのリースについて加速的な費用認識パターンを適用させることとなった。これに対して、多くの関係者が、2010年EDが提案した費用認識パターンは、すべてのタイプのリースについて、その経済的実質を反映していないことを指摘した。こうした指摘に対応するために、費用認識について2つのタイプのリースを再導入した。改訂後の提案では、大部分の不動産ではないリースは、2010年EDに対する懸念を生じさせた、前倒しの費用認識パターンの対象である。

貸手に関する提案はどのようなものか？

短期リースについて、貸手はオペレーティング・リースの会計モデルを適用することを選択できる。短期とは考えられないリース又は貸手が既存のオペレーティング・リースの会計モデルの適用を選択しないリースの場合、貸手は、借手と同様の方法でリースを分類する必要がある。

タイプAのリースについては、リース資産の認識を中止し、リース料債権とリース期間終了時の残存資産を認識する。残存資産は、リース期間終了時点のリース資産の残存価額に対する貸手の請求権を表す。残存資産は、(a) リース期間終了時の見積残存価額の現在価値として測定される残存資産総額（gross residual asset）と、該当する場合、(b) 繰延利益の純額で測定される。原資産が売却又は再リースされるまで、残存資産に関する利益は、繰延べられる。残存資産純額の2つの構成要素（残存資産総額及び繰延利益）は、単一の金額として表示されるが、企業は、事後の会計についての要求事項を適用するために2つの構成要素を計算しなければならない。貸手は、資産のリースされた部分に関するアップ・フロントの損益を認識しなければならない。

貸手は、リース債権を実効金利法を使用した償却原価で事後の会計処理をし、貸手が借手に課した利率で利息収益を認識する。さらに、貸手は、リース契約で定められた貸手が借手に課す利率を使用して、リース期間にわたって、残存資産総額を、リース期間終了時のリース資産の予想残存価値の金額まで増価させる。

見解

貸手は、リース債権の測定に（レート又は指数に依存する変動リース料又は実質的に固定された変動リース料以外は）変動リース料を含めないが、残存資産価値の測定には変動リース料を考慮する必要がある。「結論の根拠」において、IASBは、「残存資産総額は、リース期間終了時の原資産の予想残存価値の現在価値を表すだけでなく、リース期間中の予想変動リース料の現在価値も表している」と説明している。その結果、予想変動リース料を通して稼得された収益は、残存資産の消費に伴って各期間の損益に計上される。これは、貸手が、残存資産を当初測定する際に、「予想」変動リース料を見積らなければならないことを意味する。また、これは、貸手が、リース資産に対する総リターンを、当該資産から獲得できるキャッシュフローの全額で把握しなければならない、つまり、理論的には、リース債権に反映されないものは、残存資産の一部としなければならないという見解に基づいている。

「タイプB」のリースについて、貸手は、通常、現行のオペレーティング・リースと同様のモデルを適用する。貸手は、財政状態計算書でリース資産を認識し続ける。また、リース料は、使用者の便益の時間的パターンをよりよく表す他の規則的な方法がない限り、定額法でリース期間にわたって認識される。

見解

2010年EDは、貸手の会計処理について、貸手が原資産に伴う重要なリスク又は便益に対するエクスポージャーを留保しているかどうかに基づいた、2つのアプローチを提案した。この2010年EDの提案に対するフィードバックは様々であった。ある者は単一のアプローチを愛好したが、他の者はこの提案モデルを導入するコストは、財務報告の改善を伴うものかどうかを疑問視した。再審議において、両審議会は、貸手の会計処理として2アプローチを提案すべきであると決定した。しかし、両審議会は、2アプローチに大きな変更を加えた。

変動リース期間を伴うリースはどうか？

2013年EDは、リース期間は、借手が貸手と原資産のリースを契約した解約不能期間であることを提案している。また、行使する重要な経済的インセンティブがある場合には、リース期間を延長するオプションによりカバーされる期間、及びリースを解約するオプションを行使しない重要な経済的な阻害要因がある場合には、リースを解約するオプションによってカバーされる期間を含む。

リースの開始日に、企業は、重要な経済的インセンティブがあるかどうかの評価にあたり、契約、資産、企業及び市場に基づく要因を考慮する。

市場に基づく要因（例えば、比較可能な資産の市場における賃料など）を除いて、一つ又は複数の要因について、企業がリースを延長又は解約するオプションを行使する重要な経済的インセンティブを有する（又はもはや有さない）ような著しい変更がある場合、リース期間は見直される。

見解

2010年EDは、リース期間を、更新オプションを考慮して、「発生しない可能性よりも発生する可能性の方が高くなる最長の起こり得る期間」として測定することを提案した。コメント・レターはこれに対し、概念上の理由（更新オプションは、借手が実際にオプションを行使するまでは負債が計上されないと主張）、と実務上の

理由（リース期間の見積りは負担が大きく、導入のためのコストがかかり、結果として複数の更新オプションを有するリースについて信頼性のない見積りをもたらす可能性があることへの言及）のいずれかにより、ほぼ一致して反対を表明した。再審議にあたり、両審議会は、コメント・レターで挙げられた多くの懸念を認識し、リース期間を定義するため、より高い閾値の使用を暫定的に決定した。改訂された閾値は、更新オプションが行使されることが「合理的に確実視（reasonably certain）」されている場合のみ、更新オプションがリース期間に含まれるという現在の取扱いにより整合している。当該アプローチは、現行のアプローチに、より整合し、実際に理解されなければならない一方、現行実務と比較して、本提案におけるリース期間の評価にあたり、実務上の差異が生じる可能性がある。例えば、現行リース会計は、継続的にリース期間の見直しを要求していない。さらに、IAS第17号「リース」では、更新オプションは、「合理的に確実視」される場合にのみ、リース期間に含まれる。2013年EDの提案は、経済的インセンティブについての包括的な検討によって決定され、そのため、結果として現行基準とは異なる評価になる可能性がある。

変動リース料を伴うリースはどうか？

2013年EDは、リース料は固定支払額（又は実質的に固定されている支払額）及び指数又はレート（例えば、消費者物価指数（CPI）又はLIBORなど）を基礎とする変動リース料を含むことを提案している。解約に対するペナルティ及び購入オプションの支払額が、リース期間の決定において考慮される場合、当該金額も含まれる。借手及び貸手において、履行又は使用に基づく変動リース料は、リース料から除き、発生した期間の純損益に認識される。しかし、貸手について、「予想」される変動リース料（指標又はレートに依存する、又は実質的に固定支払額である変動リース料を除く）は、残存資産の当初測定に含まれる。

借手は、リース債務の算定で、残価保証に基づき支払いが予想される金額を含める。貸手は、リース期間の終了時に、相手方もまた残存資産の便益を受ける場合、リース料として、残価保証に基づき受領した（又は受領する）金額のみを認識する。他のすべての状況においては、リース終了まで貸手は残価保証を認識しないが、リース期間中の残存資産の減損の評価にあたり、残価保証を考慮する。

借手と貸手は、各レポート日のスポット・レートを使用して、指標又はレートに依存する変動リース

料を見直す必要がある。借手は、見直しによる変動が当期に影響する範囲で、変動を純損益を通して認識する。将来の期間に関連する変動は、結果として使用権資産及びリース債務の変動を生じる。反対に、貸手は、指標又はレートに依存するリース料のすべての変動を純損益に認識する。

見解

2010年EDは、変動リース料を含むリース料を見積るために、確率加重期待値アプローチの使用を要求していた。2010年EDに対する多くの回答者は、当該アプローチが重大な利益の変動をもたらす、導入するためのコストがかかることに言及し、この提案に反対した。再審議において、両審議会は、借手によって認識されたリース資産及びリース債務から変動リース料を除くことをほぼ決定した。2013年EDの提案は、条件付支払を含むことの複雑性と、すべての条件付支払が除かれる場合に生じるストラクチャリングの懸念との均衡を図ろうとしている。しかし、契約上変動と表現されているが、実質的に固定されており、そのため、リース資産及びリース債務に含まれるべき支払の識別にあたり、判断が必要となる。2013年EDは、何が実質的な固定支払額を構成するかについての説明又はガイダンスをほとんど提供していない。両審議会は、「結論の根拠」で、原則を残せば十分であり、追加のガイダンスを提供しないと説明している。

貸手が、指標又はレートの変動によるリース料を受領する権利の変動を直ちに純損益に認識することを提案した要求事項は、現行の実務からの重要な変更を示している。当該提案は、結果として、重大な利益の変動をもたらす、借手に対する提案と整合しない。

どのようにリース活動は財務諸表上で表示されるか？

借手

財政状態計算書

借手は、短期リースの定義を満たさないすべてのリースについて、使用権資産及びリース債務を報告する。使用権資産及びリース債務は、財政状態計算書で区分して表示するか、又は類似の資産及び負債と同じ表示科目に含め、財務諸表の注記で区分して開示することができる。使用権資産及びリース債務は、財政状態計算書又は注記において、「タイプA」のリースと「タイプB」のリースを区分する。

包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書

包括利益計算書のリース関連費用及びキャッシュ・フロー計算書の現金支払の表示は、リースの分類による。

「タイプA」に分類されたリースについて、借手は、包括利益計算書で資産の償却費／減価償却費をリース債務の利息と区分して報告する。借手は、現金支払総額を元本部分（財務活動に表示）と利息部分（IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に従って表示）に区別する。

「タイプB」に分類されたリースについて、借手は、現行の会計基準のオペレーティング・リースに類似する方法で、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書にリースの会計処理をする。すなわち、借手は、資産の償却費／減価償却費及びリース債務の利息を、包括利益計算書で一つの金額（リース費用）として報告し、キャッシュ・フロー計算書の営業活動で現金支払を報告する。

貸手

財政状態計算書

「タイプA」に分類されるリースについて、リース債権及び残存資産を、財政状態計算書に区分して表示するか、又は注記に区分して開示する。

「タイプB」に分類されるリースの表示は、現行実務と整合している。

包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書

リース収益及びリース費用は、その表示が貸手の事業モデルを最もよく表しているかどうかを基礎に、総額と純額のいずれかで包括利益計算書に表示される。「タイプA」に分類されるリースについて、貸手は利息収益として残存資産の増価を表示する。

リースからの現金流入は、キャッシュ・フロー計算書の営業活動として分類される。

どのような開示が要求されているか？

2013年EDは、財務諸表の利用者がリースから生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を理解できるようにデザインされた、借手と貸手の双方に対する広範囲な開示要求を提案している。

借手の重要な開示要求事項には以下が含まれる。

- ・リース活動の説明（変動リース料及び期間オプションについての情報を含む）
- ・（財政状態計算書に報告される金額と調整した）割引前のリース・コミットメントの概要を示した満期分析
- ・借手によって認識された資産及び負債の期首残高及び期末残高の調整表

貸手の重要な開示要求事項は以下が含まれる。

- リース活動の説明（変動リース料及び期間オプションについての情報を含む）
- すべてのリース関連収益項目の表

- リース料を受領する権利に含まれる割引前のキャッシュ・フローの満期分析
- リース料を受領する権利及び残存資産の期首残高と期末残高の調整表

他の主要な提案は何か？

項目	提案内容
契約の変更	結果的に既存のリースに対して重要な変更となる契約期間及び条件の変更は、新しい契約として会計処理し、差額は損益に認識される。
割引率	借手は、利用可能な場合、貸手が借手に課している利子率（例えば、リースに内在する利子率又は不動産の利回り）を使用してリース料を割引かなければならない。そうでない場合、借手の追加借入利子率を使用しなければならない。どのような場合でも、割引率は、取引の性質及びリースの特定の期間を反映しなければならない。 貸手は、リースに課している利子率を使用してリース料を割引かなければならない。 割引率は、リース期間、借手が原資産を購入するオプションを行使する重要な経済的インセンティブを有する（又はもはや有さない）かどうかの評価にあたり関連する要因、又は（変動支払額が当該割引率を使用して決定される場合）参照している利率のいずれかに変更がある場合にのみ見直さなければならない。
減損	借手及び貸手は、使用権資産及び残存資産の評価にあたり、IAS第36号「資産の減損」のガイダンスに従う。リース債権は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」における他の金融資産と整合的に、貸手は減損を評価する。
「リースの契約締結日」対「リースの開始日」	借手及び貸手は、当初、リースの開始日にリース資産及びリース債務を分類、測定及び認識する。当該日は、貸手が原資産を借手に利用可能にする日である。
当初直接コスト	（IAS第17号で定義されている）当初直接コストは、資産化され、借手の使用権資産及び貸手のリース債権として認識される金額に追加される。
セール・アンド・リースバック取引	譲受人が資産の支配を獲得した（売買取引を示す）かどうかの決定にあたり、企業は、履行義務を満了した時期を証明するため、収益認識基準案の要求事項を適用する。売却が生じたとき決定される時、リースバック取引は譲渡人及び譲受人によってその他のリースとして会計処理される。売却の対価が公正価値ではない場合、又はリース料が現在の市場レートを反映していない場合、利得又は損失は繰延べられる。
転リース	転リースは、原リースと別個の取引として会計処理する。転リースの貸手は、原リースについて借手の会計処理を適用し、転リースについて貸手の会計処理を適用する。転リースを分類する際、企業は、使用権資産ではなく原資産に関して、転リースを評価する。

どのような経過措置が提案されているか？

2013年EDは、表示される最も早い比較期間の期首に存在するすべてのリースに対しての適用を提案している。

企業は、移行時に「完全遡及アプローチ」と「修正遡及アプローチ」のいずれかを適用する選択肢を有する。「完全遡及アプローチ」においては、借手及び貸手はリースの開始日から最終基準書を適用する。その一方、「修正遡及アプローチ」においては、移行についての一定の規定からの救済措置を提供している。例えば、借手が類似する特徴を有するリースのポートフォリオ（以前オペレーティング・リースに分類されていた）に対して単一の割引率を適用することを認める。以前ファイナンス・リースに分類されていたリースについては、再測定する必要はなく、提案されている要求事項は、事後測定に適用

する。

企業は、また、リースの分類又はリース期間の決定にあたり、契約がリースの延長又は解約オプションを含む場合、契約にリースが含まれているかどうかの決定について、移行時に事後的な判断を使用することが可能である。

見解

「修正遡及アプローチ」は、既存のリースに対して提案される要求事項の規定の適用にあたり、いくつかの実務上の便宜を提供している。しかし、それでもなお、企業が新しい分類規準に従って既存のリースを再分類することを要求している。

以上

トーマツ Webサイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)

<http://www.tohmatsu.com/ifrs/>

トーマツでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、トーマツIFRS推進部を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

- IFRSの最新動向
- トーマツからのIFRS関連最新記事
- IFRSとは
IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/日本及び米国のIFRSロードマップ案/
IFRS関連略称
- 基準の解説
IFRS基準の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス
- 各国の動向
日本のIFRSの動向/世界のIFRSの動向
- IFRS導入の指針
IFRS導入の意義/IFRS導入のキーポイント/IFRS導入プロジェクトの進め方/IFRS導入インパクトの分析
- 出版物
市販書籍/デロイトの出版物/寄稿記事/ニュースレター
- トーマツのIFRSサービス
トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー
- セミナー
IFRSセミナー /IFRSオンラインセミナー

お問合せ先 トーマツ IFRS 推進部 Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohmatsu.co.jp